

令和5年3月31日まで

久留米市緊急経営支援資金 経営回復支援特別枠

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業者の皆様の資金繰りを支援します

中小企業の皆様に

最大 **500** 万円まで貸付

3年間の無利子化と据置期間で

最大3年間返済負担が実質ゼロ

貸付期間10年以内
(元金据置3年以内)

●水準より低い

利率 1.26%

●保証料は市が全額負担

保証料率 0%

●支払い負担をさらに軽減

3年間実質無利子

この融資のご利用には、まずセーフティネット保証5号の認定が必要です

【セーフティネット保証5号の認定要件】

- ①指定業種に属する事業を行っていること。
- ②直近3ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少していること。なお、直近3ヶ月間の期間については、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を考慮し、当面の間、柔軟な運用を行っておりますので、詳しくは下記お問合せ先へご相談ください。

【500万円借入のケース】

※毎年元金を50万円ずつ
返済した場合

融資：500万円



【お問合せ先】 久留米市 商工観光労働部 商工政策課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
Tel: 0942-30-9133 Fax: 0942-30-9707
Mail: syoko@city.kurume.lg.jp

市HP



詳細は裏面をご覧ください

1 融資条件等のご案内

資 金 名	緊急経営支援資金（経営回復支援特別枠）
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号の認定を受けていること ・久留米市内に事業所を有する中小企業者であること ・信用保証協会の保証対象事業者であること ・市税を完納していること
資 金 使 途	運転資金・設備資金
利 率	1.26%
限 度 額	500万円
貸 付 期 間	10年以内（元金据置3年以内）
保 証 料 率	0%（市が保証料を全額負担）
利 子 補 給	市が最初の3年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
取 扱 金 融 機 関	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、熊本銀行、りそな銀行、商工中金、筑後信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合 の市内各支店
受 付 期 間	令和5年3月31日まで ※保証協会の受付日を基準とします。

2 お申し込みに必要な書類（チェックリストとしてご利用ください。）

※融資のお申し込みの際は、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 確定申告書の写し（2期分） 1部
- セーフティネット保証5号認定書 1部
- （設備資金の場合）
見積書、カタログ、設計書等 1部
- （許認可を必要とする業種の場合）
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 決算書（2期分） 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- セーフティネット保証5号認定書 1部
- （設備資金の場合）
見積書、カタログ、設計書等 1部
- （許認可を必要とする業種の場合）
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

※この資料では、中小企業信用保険法第2条第5項第5号をセーフティネット保証5号と記載しています。